

とちぎ産業成長戦略策定の趣旨

1 策定の背景・意義

県では、平成 27 年度（2015 年度）を目標年次とする“新とちぎ産業プラン”を平成 23 年（2011 年）3 月に策定し、自動車、航空宇宙、医療機器、光、環境の「重点 5 分野」の振興や“フードバレーとちぎ”の推進、小規模事業者の支援、海外販路開拓の支援など、様々な産業振興施策に取り組んできました。しかし、この間、東日本大震災、東京電力福島第一原子力発電所事故、大規模な風水害等の災害が発生しており、本県の社会経済も大きな影響を受けました。

このような中、本県産業を取り巻く状況を見ると、我が国は世界中のどの国も今まで経験したことのない人口減少・少子高齢社会に突入しており、国内の産業活力の低下や内需の縮小等による多方面への影響が懸念されています。

一方、アジア等の新興国における経済成長や人口増加に伴う経済のグローバル化の進展、欧米等の経済情勢等の変化に伴う急激な為替変動、更には環太平洋パートナーシップ（TPP）協定に基づく関税の引き下げなど、国際的な商取引に係る環境についても、様々な変化が生じています。

また、平成 32 年（2020 年）に開催される東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京オリンピック・パラリンピック」という。）に向けて、国や自治体では、観光などの地域産業の活性化等に取り組んでいるところです。

さらに、国においては、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、活力ある日本社会を維持していくため、地方創生に関する施策の総合的かつ計画的な実施を目的として、平成 26 年（2014 年）11 月 28 日に「まち・ひと・しごと創生法」を施行しました。

こうした国内外における社会経済情勢の変化に的確に対応し、本県が持続的に発展していくためには、これまでの取組や産業集積を活かすとともに、地域資源を効果的に活用しながら、より戦略的に産業の振興を図っていく必要があります。また、生産年齢人口が減少していく中で、女性、若者、高齢者、障害者など、誰もが働きやすい雇用の場を創出していくことがこれまで以上に重要になります。

県では、このような本県産業を取り巻く社会経済情勢の変化や、現状と課題を踏まえた上で、本県の強みを活かし、更なる産業振興施策を展開するため、新たに「とちぎ産業成長戦略」を策定することとしました。

2 とちぎ産業成長戦略の位置付け

「とちぎ産業成長戦略」は、本県産業の目指すべき将来像とその実現に向けた産業振興施策の方向及び具体的な取組を示すものであり、本県の産業振興施策の基本指針となるものです。

本戦略の中で、中小企業・小規模企業に関する項目については、「栃木県中小企業・小規模企業の振興に関する条例（平成 27 年 12 月 24 日公布・施行）」に基づく指針として位置付けることとします。

なお、本戦略は、栃木県版まち・ひと・しごと創生総合戦略「とちぎ創生^{いちご}15 戦略」及び栃木県重点戦略「とちぎ元気発信プラン」と調和を図りながら、推進していくものとします。

3 計画期間

本戦略は、本県産業の 10 年後のあるべき姿を見据えながら、平成 28 年度（2016 年度）から平成 32 年度（2020 年度）までの 5 力年間を計画期間とします。

なお、計画期間内であっても、社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて具体的な施策等の見直しを行うこととします。